

身体障害者手帳の診断書・ 意見書を書くためのポイント



岡山市障害者更生相談所



令和6年10月版

はじめに

- ◆ 身体障害者手帳は、法上の各種援護を受ける場合のみならず、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するためのもの
 - ・ 補装具費支給などの障害福祉サービス利用
 - ・ 障害者枠での雇用
- ◆ 岡山市ホームページにも掲載している本書 (<https://www.city.okayama.jp/0000027739.html>) や、身体障害者福祉法指定医師の手引き (<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000018402.html>) 参照

おことわり

- ◆ 身体障害者手帳の判定は、国の示す基準（身体障害者福祉法、厚生労働省通達）はあるが、最終判断は自治体（都道府県、政令指定都市、中核市）に委ねられています
- ◆ 細部においては自治体によって微妙な解釈や判断の違いがある事は、ご理解ください

目次

I. 総論（すべての障害に共通していること）

1	判定の方法	1
2	交付までの時間	1
3	障害認定の原則	2
4	障害固定までの期間	2
5	「再認定」	2
6	再認定の際の診断書	3
7	他の障害の影響を排除	3
8	3つの要素	3
9	「機能障害」と「ADL」の整合性	3
10	等級の合算	4
11	「身体障害者手帳集団不正取得事件」	5

II. 各論（それぞれの機能障害について）

1	視覚障害	6
2	聴覚障害	10
3	平衡機能障害	11
4	音声・言語機能障害	12
5	そしゃく機能障害	13
6	心臓機能障害	15
7	じん臓機能障害	18
8	呼吸器機能障害	19
9	ぼうこう・直腸機能障害	21
10	小腸機能障害	23
11	HIVによる免疫機能障害	24
12	肝臓機能障害	26
13	肢体不自由	28